

魚町・京町地区  
指定における答申

## 客引き行為等禁止区域の指定についての答申（抜粋）

令和4年10月18日

北九州市客引き行為等適正化推進協議会

### 1 禁止区域についての考え方

条例の趣旨は、営業活動（客引き行為等）に干渉し、積極的に営業行為を阻害するというものではないが、禁止区域を設定した際は、客引き行為等の営業の自由を規制するものであることから、禁止区域の指定については、迷惑行為の実態などを考慮し慎重に判断する必要がある。

また、条例による規制の目的は、本市の魅力と活力を向上させるとともに、安全・安心を実感することができるまちの実現に資する一方、営業活動等への影響も懸念されることから、最小限にとどめることが適当である。

なお、罰則（過料）の適用にあたっては、市民、事業者等に十分に周知することに加え、禁止区域に関する丁寧な広報啓発を行う必要がある。

### 2 禁止区域の範囲設定の考え方

禁止区域内については、客引き行為等、営業の自由を規制するものであることから、禁止区域の指定にあたっては、迷惑行為の実態などを考慮し慎重に判断する必要がある。

そのため、禁止区域の指定については、下記のような条件を満たす必要があると考える。

- (1) 人の往来が多く、客引き行為等をする者が多数存在する区域
- (2) 客引き行為等を行う者が、つきまとう等の迷惑行為を行っている区域
- (3) 来街者の玄関口となる駅前等、交通機関の結節点であり、客引き行為等が行われることで、公共空間の安全な通行、快適利用の阻害及び著しく市のイメージダウンに繋がると考えられる区域
- (4) 当該区域内の地域団体から禁止区域の指定の要望がある区域
- (5) 当該区域内において地域団体による迷惑な客引き行為等をさせないために市等と協働した取組が行われている区域